

東京大学国内研究員実施要項、東京大学受託研究員受入実施要項及び東京大学における私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員受入実施要項の実施について

平成31年3月22日

総長 裁定

第1条 東京大学国内研究員実施要項第15条に定める大学法人における研究費は、別表1及び別表2のとおりとする。

第2条 東京大学受託研究員受入実施要項第9条に定める受託研究員の研究料は、別表3及び別表4のとおりとする。

第3条 東京大学における私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員受入実施要項第7条に定める研修員の研究料は、別表5及び別表6のとおりとする。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

別表1 平成31年9月までの大学法人における研究費は、次のとおりとする。
消費税及び地方消費税相当分（8%）が含まれるものとする。

教 授	月額	28,900 円
准 教 授	月額	15,500 円
講 師	月額	11,400 円
助 教	月額	7,300 円

別表2 平成31年10月以降の大学法人における研究費は、次のとおりとする。
消費税及び地方消費税相当分（10%）が含まれるものとする。

教 授	月額	29,400 円
准 教 授	月額	15,800 円
講 師	月額	11,600 円
助 教	月額	7,400 円

別 表 3 平成31年9月までの研究員の研究料は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税相当分（8%）が含まれるものとする。

区 分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	556,800円
	短 期	6か月以内	278,400円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	556,800円
	短 期	6か月以内	278,400円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	139,200円

別 表 4 平成31年10月以降の研究員の研究料は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税相当分（10%）が含まれるものとする。

区 分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	567,100円
	短 期	6か月以内	283,500円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	567,100円
	短 期	6か月以内	283,500円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	141,700円

別 表 5 平成31年9月までの研修員の研究料は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税相当分（8%）が含まれるものとする。

区 分		研究期間	研究料
私学研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	111,340円
	非実験系	3か月	55,670円
専修学校研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	111,340円
	非実験系	3か月	55,670円
公立高等専門学校 研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	111,340円
	非実験系	3か月	55,670円
公立大学研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	111,340円
	非実験系	3か月	55,670円

別 表 6 平成31年10月以降の研修員の研究料は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税相当分（10%）が含まれるものとする。

区 分		研究期間	研究料
私学研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	113,410円
	非実験系	3か月	56,700円
専修学校研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	113,410円
	非実験系	3か月	56,700円
公立高等専門学校 研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	113,410円
	非実験系	3か月	56,700円
公立大学研修員	実験（臨床を含む）系	3か月	113,410円
	非実験系	3か月	56,700円